

手続説明書

(上水)

指定給水装置工事事業者の指定

1 指定の申請

提出書類	
<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1） ※機械器具調書（別表・写真添付）を含む。
<input type="checkbox"/>	誓約書（様式第2） ※下記の【参考資料】により誓約する事項を確認すること。
法人のみ <input type="checkbox"/>	定款の写し（原本証明をしたものに限る。）
法人のみ <input type="checkbox"/>	登記事項証明書
個人のみ <input type="checkbox"/>	住民票の写し
<input type="checkbox"/>	事業所の平面図及び写真並びに付近見取図（参考様式）

2 提出書類の作成上の注意

- ・用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ・各種証明書は、その発行の日から3か月以内のものに限るものとし、発行された原本（コピー不可）を提出してください。

3 指定の手続

- ・指定給水装置工事事業者の指定の事務に係る手数料（10,000円）は、審査の結果の通知後に納付していただきます。その納付を引き換えに、指定給水装置工事事業者証その他の交付書類を交付します。

4 給水装置工事主任技術者の選任

- ・指定を受けたときは、指定の日から2週間以内に、事業所ごとに選任した給水装置工事主任技術者を届け出てください。

提出書類	
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者免状の写し

【参考資料】 様式第2で誓約する事項は、第25条の3第3号に掲げる事項です。

■水道法第25条の3（指定の基準）

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの